

議案第1号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の  
施行に伴う関係規則の整理に関する規則

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整理に  
関する規則を別紙のとおり定める。

平成20年12月17日

沖縄県教育委員会

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(沖縄県教育庁組織規則の一部改正)

第1条 沖縄県教育庁組織規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号から第33号までを1号ずつ繰り上げる。

(沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則の一部改正)

第2条 沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中第21号を削り、第22号を第21号とし、第23号から第25号までを1号ずつ繰り上げる。

(沖縄県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則の廃止)

第3条 沖縄県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第21号)を廃止する。

(沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部改正)

第4条 沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則(昭和50年沖縄県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団」を「財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団(昭和47年2月29日に財団法人沖縄県育英会という名称で設立された法人をいう。)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(沖縄県教育委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

2 沖縄県教育委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成18年沖縄県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1中沖縄県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第21号)の項を削る。

別表第2中沖縄県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則の項を削る。

(沖縄県教育委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第95条の規定によりなお従前の例により同法第42条第2項に規定する特例民法法人の業務の監督が行われる間は、前項の規定による改正前の沖縄県教育委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則別表第1 沖縄県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第21号)の項及び別表第2 沖縄県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則の項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

# 規則案の概要説明

部課名 教育庁総務課

## 1 改正を必要とする規則の名称

- (1) 沖縄県教育庁組織規則
- (2) 沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則
- (3) 沖縄県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則
- (4) 沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則
- (5) 沖縄県教育委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則

## 2 改正の経緯及び必要性

- (1) 従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度を改め、登記のみで法人が設立できる制度を創設するとともに、設立された法人のうち公益目的事業を行うことを主たる目的とするものについては、民間有識者による委員会の意見に基づき公益法人に認定する制度を創設するため、平成18年6月2日に次に掲げる3法（以下「3法」という。）が公布された。
  - ア 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）
  - イ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）
  - ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）
- (2) 3法は、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲において、政令で定める日から施行することとされ、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行期日を定める政令（平成19年政令第275号）により平成20年12月1日から施行されることとなった。
- (3) 3法が施行されることに伴い、関係規則の規定を整備する必要がある。

## 3 改正案の概要

- (1) 次の5規則について、3法が施行されることに伴う規定の整備を行う。
  - ア 教育庁組織規則
  - イ 沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則
  - ウ 沖縄県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則
  - エ 沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則
  - オ 沖縄県教育委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則
- (2) この規則は、公布の日から施行する。（附則第1項）

## 4 根拠法令

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の

認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）

(4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

規則の改正理由

番号	規則の名称	改正箇所	理由
1	沖縄県教育庁組織規則	第4条 第16号	新制度に係る事務は都道府県知事の権限に属するが、当県では地方自治法第180条の2に基づき教育長が補助執行を行うこととしている。 公益法人制度の総括は総務私学課で行うため、総務課の事務分掌の規定から削る必要がある。
2	沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則	第2条 第21号	新制度に係る事務は都道府県知事の権限に属し、教育委員会の権限事務ではないため、委任事項の規定から削る必要がある。
3	沖縄県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則	全部	旧制度に係る民法の関係規定が削られることに伴い下位法令にあたる当該規則を廃止する必要がある。
4	沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則	第2条 第2項	新制度の導入に伴い個別の法人を特定するため、法人の名称に係る規定を改正する必要がある。
5	沖縄県教育委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則	別表第1 及び 別表第2	上記3の規則の廃止に伴い、関連する項を削る必要がある。 なお、整備法第95条の規定により特定民法法人の業務の監督は、なお従前のおりとされているが、当該規則に係る民間事業者等が行う書面の保存は、業務の監督には該当しないため、附則において改正後もなおその効力を有することとする必要がある。

神縄県教育庁組織規則（昭和47年神縄県教育委員会規則第1号）新旧対照表

現	改	行
<p>(総務課の分掌事務)</p> <p>第4条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 教育に関する公益信託の総括に関すること。</p> <p>(17) 行政管理の総括に関すること。</p> <p>(18) 争訟事務の総括に関すること。</p> <p>(19) 情報公開制度の総括に関すること。</p> <p>(20) 個人情報保護制度の総括に関すること。</p> <p>(21) 市町村教育委員会に対する一般的指導助言に関すること。</p> <p>(22) 教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>(23) 請願及び陳情の総括に関すること。</p> <p>(24) 広報及び広聴に関すること。</p> <p>(25) 教育行政の総合的企画及び調整に関すること。</p> <p>(26) 県立学校の設置及び廃止に関すること。</p> <p>(27) 教育情報及び行政情報化に関する総合的企画及び調整に関すること。</p> <p>(28) 教育に係る調査及び統計（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(29) 議会に関すること。</p> <p>(30) 教育事務所に関すること。</p> <p>(31) 災害対策の総括に関すること。</p> <p>(32) 他課の所管に属さない事務に関すること。</p>	<p>(総務課の分掌事務)</p> <p>第4条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 教育に関する公益信託の総括に関すること。</p> <p>(17) 行政管理の総括に関すること。</p> <p>(18) 争訟事務の総括に関すること。</p> <p>(19) 情報公開制度の総括に関すること。</p> <p>(20) 個人情報保護制度の総括に関すること。</p> <p>(21) 市町村教育委員会に対する一般的指導助言に関すること。</p> <p>(22) 教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>(23) 請願及び陳情の総括に関すること。</p> <p>(24) 広報及び広聴に関すること。</p> <p>(25) 教育行政の総合的企画及び調整に関すること。</p> <p>(26) 県立学校の設置及び廃止に関すること。</p> <p>(27) 教育情報及び行政情報化に関する総合的企画及び調整に関すること。</p> <p>(28) 教育に係る調査及び統計（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(29) 議会に関すること。</p> <p>(30) 教育事務所に関すること。</p> <p>(31) 災害対策の総括に関すること。</p> <p>(32) 他課の所管に属さない事務に関すること。</p>	<p>(総務課の分掌事務)</p> <p>第4条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 教育に関する公益信託の総括に関すること。</p> <p>(17) 行政管理の総括に関すること。</p> <p>(18) 争訟事務の総括に関すること。</p> <p>(19) 情報公開制度の総括に関すること。</p> <p>(20) 個人情報保護制度の総括に関すること。</p> <p>(21) 市町村教育委員会に対する一般的指導助言に関すること。</p> <p>(22) 教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>(23) 請願及び陳情の総括に関すること。</p> <p>(24) 広報及び広聴に関すること。</p> <p>(25) 教育行政の総合的企画及び調整に関すること。</p> <p>(26) 県立学校の設置及び廃止に関すること。</p> <p>(27) 教育情報及び行政情報化に関する総合的企画及び調整に関すること。</p> <p>(28) 教育に係る調査及び統計（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(29) 議会に関すること。</p> <p>(30) 教育事務所に関すること。</p> <p>(31) 災害対策の総括に関すること。</p> <p>(32) 他課の所管に属さない事務に関すること。</p>

沖繩県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖繩県教育委員会規則第5号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>(委任事項) 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(9) (略) (10) 教育に関する公益信託の引受けの許可、認可及び承認に関すること。 (11) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定に基づく学校（各種学校を含む。）の設置、廃止、設置者の変更その他政令で定める事項の認可に関すること。 (12) 市町村長又は市町村教育委員会に対する措置要求に関すること。 (13) 請願又は陳情に関すること。</p>	<p>(委任事項) 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(9) (略) (10) 教育に関する法人の許可、認可及び承認に関すること。 (11) 教育に関する公益信託の引受けの許可、認可及び承認に関すること。 (12) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定に基づく学校（各種学校を含む。）の設置、廃止、設置者の変更その他政令で定める事項の認可に関すること。 (13) 市町村長又は市町村教育委員会に対する措置要求に関すること。 (14) 請願又は陳情に関すること。</p>

沖繩県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和50年沖繩県教育委員会規則第1号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>(貸与の対象者)            第2条 条例第2号に規定する教育委員会規則で定める者とは、その都度教育長が定める。            2 条例第2号に規定する教育委員会規則で定める奨学金は、<u>財団法人沖繩県国際交流・人材育成財団（昭和47年2月29日に財団法人沖繩県育英会という名称で設立された法人をいう。）</u>の奨学金とする。</p>	<p>(貸与の対象者)            第2条 条例第2号に規定する教育委員会規則で定める者とは、その都度教育長が定める。            2 条例第2号に規定する教育委員会規則で定める奨学金は、<u>財団法人沖繩県国際交流・人材育成財団</u>の奨学金とする。</p>



沖縄県教育委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年沖縄県教育委員会規則第6号）  
新旧対照表

改正案

別表第1（第3条、第4条関係）

条例第3条第1項の規定により定める保存

条例等	規定
沖縄県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成19年沖縄県教育委員会規則第13号）	第28条（第4号及び第6号を除く。）

別表第2（第3条、第4条関係）

条例第3条第1項の規定により定める保存のうち第4条第3項各号に掲げる措置が必要なもの

条例等	規定
沖縄県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則	第28条第4号

現行

別表第1（第3条、第4条関係）

条例第3条第1項の規定により定める保存

条例等	規定
沖縄県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第21号）	第12条（第5号及び第7号を除く。）
沖縄県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成19年沖縄県教育委員会規則第13号）	第28条（第4号及び第6号を除く。）

別表第2（第3条、第4条関係）

条例第3条第1項の規定により定める保存のうち第4条第3項各号に掲げる措置が必要なもの

条例等	規定
沖縄県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則	第12条第5号
沖縄県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則	第28条第4号